

第22回やお買い物まつり キャッシュレス化推進補助金 要綱

1. 趣旨

キャッシュレス化の推進を目的に、八尾商業まつり開催実行委員会（八尾商工会議所）では「第22回やお買い物まつり」参加店舗を対象に、キャッシュレス決済を既に導入している店舗に対する決済手数料の補助を行う他、新規で導入する店舗への補助を行います。

※各種補助金とも1事業所につき1度の申請となります。

※複数店舗で「やお買い物まつり」に参加している事業所は申請店舗をとりまとめて1事業所として申請してください。

※申請書類は返却できませんのでご注意ください。

※申請内容を問い合わせる場合がありますので、お手元に申請書のコピーをお持ち下さい。

2. 補助対象者

補助金の対象者は以下の条件を全て満たすこと。

①第22回やお買い物まつり参加店舗であること。

②八尾市内に商業店舗を有しており、今後も事業を継続する見込みがあること。

③八尾市内において、一般消費者に商品・サービスを販売・提供する法人及び個人事業主であること。

④大阪府感染防止宣言ステッカーに登録していること。

◇既にキャッシュレス決済を導入している店舗

・手数料が発生するキャッシュレス決済を導入していること。

・2020年4月1日～同年12月31日までにキャッシュレス決済手数料が発生していること。

・キャッシュレス決済手数料が発生している証明ができること。（例：請求書、領収書 等）

◇新たにキャッシュレス決済を導入した店舗

・2020年9月1日～同年12月31日までに新規でキャッシュレス決済を導入した、もしくは新たにキャッシュレス決済を追加した証明ができること。（例：〇〇Payの登録完了メール、契約書 等）

3. 補助額・補助率

キャッシュレス決済を既に導入、もしくは新たにキャッシュレス決済を導入・追加した店舗を対象に補助する。※下記①②のいずれか1つ

①既にキャッシュレス決済を導入している店舗

〔対象経費〕 2020年4月1日～12月31日までに発生したキャッシュレス決済手数料

〔補助額〕 上限30,000円/店舗（2店舗以上の場合は上限60,000円）

※1事業所あたり2店舗まで申請が可能。

〔補助率〕 実際に支出した手数料の2/3（八尾市外本社の場合は補助率1/2）

②新たにキャッシュレス決済を導入した店舗

〔補助額〕 2020年9月1日～12月31日までに新規でキャッシュレス決済を導入した店舗、もしくは新たなキャッシュレス決済を追加した店舗に対して上限30,000円/店舗（2店舗以上の場合は上限60,000円）※1事業所あたり2店舗まで申請が可能。

※キャッシュレス決済とは

支払い・受取りに紙幣・硬貨といった現金を使用せず、クレジットカードや電子マネー等を利用して決済する方法のこと。
経済産業省が2018年4月に発表したキャッシュレス・ビジョンでは、キャッシュレス決済を「物理的な現金（紙幣・硬貨）を使用しなくても活動できる状態」と定義している。

4. 留意事項

反社会的勢力との関係を有する事業者は対象となりません。

（ア）法人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、または

法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所等）をいう。）の代表者または使用人その他従業員をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

- （イ）役員等が、自己、法人もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていること。
- （ウ）役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していること。
- （エ）役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していること。

5. 申請期間

2021年1月6日(水)から2021年2月19日(金)まで（当日消印有効）

6. 申請方法

本補助金の申請にあたっては、申請書に申請内容を記載の上、必要書類を添えて、以下の申請先に送付してください。（レターパック等の追跡機能のある郵送等）

※申請書は八尾商工会議所ホームページからもダウンロードできます。

〔申請先〕 〒581-0006 大阪府八尾市清水町1-1-6（八尾商工会議所内）
やお買い物まつり補助金事務局 宛て TEL：072-922-1183

〔八尾商工会議所ホームページ〕

URL：<https://www.yaocci.or.jp/info-all/info/kaimono-hojyo.html>

7. 申請に必要な書類（書類については返却しませんので、必ず写しを提出して下さい。）

- ①補助金申請書兼請求書【様式1】の原本（全補助金共通）
- ②誓約書・同意書【様式2】の原本（全補助金共通）
- ③事業所の代表者または店舗代表者の本人確認書類（パスポート・運転免許証・健康保険証等）の写し
- ④振込先確認書類（通帳の見開き1・2ページ等）の写し
- ⑤大阪府感染防止宣言ステッカーの写し
- ⑥事業所の所在地が確認できる書類（下記のいずれか）
 - ☐令和1年度の所得税・法人税・消費税いずれかの確定申告書（第一表）の写し
 - ☐（確定申告書がない場合）事業所の所在地が確認できる他の書類の写し
 - 例：事業所の所在地が記載された公共料金の納付書（控）の写し
 - 事業所の所在地が記載されたホームページ等の写し
- ⑦キャッシュレス決済手数料の証明資料、もしくは新規・追加で登録した証明資料（下記のいずれか）
 - ◇既にキャッシュレス決済を導入している店舗
 - ☐キャッシュレス化推進補助金経費明細表【様式4】の原本
 - ☐キャッシュレス決済手数料の証明書（請求書等）の写し
 - ◇新たにキャッシュレス決済を導入した店舗
 - ☐新規・追加でキャッシュレス決済を導入した証明書類（契約書、登録完了メール等）の写し

8. 交付時期

審査が完了次第、2021年3月頃に順次交付

※補助額が確定次第、通知決定書を送付しますので入金確認をお願いします。